

現行計画における目標

- (1) 人材の確保と育成
 - ・児童福祉法が改正され、管轄区域の人口や児童虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置標準が法律に定められ、大幅な増員が必要となる。
 - ・国が示す配置標準に基づく専門職の確保は、児童虐待に対する適切な対応や重大な児童虐待事件を無くしていくためにも必要不可欠。人材育成をしながら計画的に増員配置を進めていく。
- (2) 児童相談所の複数設置
 - ・本市では長らく1か所の児童相談所で事業を実施してきたが、児童虐待相談対応件数の増加に鑑み、児童相談所を複数設置（市内3か所）することとし、さらに令和元年10月30日の戦略会議では市内東部に4か所目の児童相談所を設置し、4か所体制とすることが決定。
- (3) ICTの活用
 - ・平成20年度に運用を開始した児童相談システムについて、より効率的なシステムの開発を目指す。

【目標】児童相談所の複数設置

令和3年度	北部こども相談センター設置
令和6年度	中央こども相談センターの移転
令和8年度	東部こども相談センターの開設



直近の取組結果

- (1) 人材の確保と育成
 - 国が示す配置標準を満たすべく、計画的に児童福祉司等の増員配置を進めており、人材育成に取り組んでいる。
- (2) 児童相談所の複数設置
 - 平成28年10月：南部こども相談センター開設（2か所目）、令和3年4月：北部こども相談センター開設（3か所目）
 - 令和7年3月（予定）：中央こども相談センター移転
 - 東部こども相談センターについても概ね計画どおり整備を進めている
- (3) ICTの活用
 - 令和3年度より新児童相談システムを運用開始

新計画における整備・取組方針等

(1) 人材の確保と育成

- ・国のプラン（令和4年12月15日）に沿って、児童福祉司や児童心理司の増員配置を計画的に進め、医師や保健師、弁護士との配置などこども相談センターの体制強化に引き続き取り組む。
- ・児童福祉司任用後研修など研修の実施等を通じて専門性の向上を図る。
- ・児童相談所の第3者評価について本計画期間内に開始する。

(2) 児童相談所の複数設置

- ・4か所目の児童相談所となる東部こども相談センターについて、令和8年度中の開設を目指し整備を進める。
- ・南部こども相談センターについて、現施設の近隣に一時保護所を建替移転するとともに、一時保護所移転後の空きスペースを児童相談部門等の事務所へと改修する再整備を行う。

整備すべき見込量

	資源	整備すべき見込量(R11年度末)		資源	整備すべき見込量(R11年度末)
1	児童相談所の管轄人口 (R6年度：児童相談所3か所)	児童相談所（4か所）の管轄人口 ・中央こ相：954,761人 ・北部こ相：675,132人 ・南部こ相：430,996人 ・東部こども相談センター：691,523人	6	医師の配置数 (R6.5.1現在：各センターに配置)	各センターに配置
2	第三者評価を実施している児童相談所数 (R6：0か所)	1か所 ※R10年度から1か所ずつ実施。	7	保健師の配置数 (R6.5.1現在：5人)	保健師：5人
3	児童福祉司、児童心理司の配置数 (R6.5.1現在：児童福祉司183人、児童心理司61人)	児童福祉司：190人、児童心理司：94人 ※令和5年度児童虐待相対応件数等に基づき算出	8	弁護士の配置数 (R6.5.1現在：2人)	弁護士：2人
4	市町村支援児童福祉司の配置数 (R6.5.1現在:1人)	市町村支援児童福祉司：1人 ※児童福祉司配置数の内数	9	児童相談所職員における研修者数 (R5実績：児童福祉司任用後研修35人)	児童福祉司任用後研修 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講
5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数 (R6.5.1現在：32人)	児童福祉司スーパーバイザー：32人 ※児童福祉司配置数の内数	10	専門職採用者数 (R6実績：臨床心理職員7人)	増員配置の中で必要とされる採用者数